

Info 1

成年年齢引き下げで「18歳」から大人になります 契約トラブルにご注意を！

若者の社会参加を進めるため、令和4年4月1日より民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年者になると、自分の意志でできることが増える一方、自身の判断や行動に対する責任も増します。その中でも、契約にはさまざまなルールがあり、安易な気持ちで契約を交わすと、トラブルに巻き込まれるおそれがあります。



問い合わせ 市消費生活センター(商工観光課内 ☎35-0937)

■ 4月1日から変わる事・変わらない事

変わる事 (18歳になったらできること)	変わらない事 (20歳になったらできること)
<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の同意を伴わない契約行為 ・国家資格の取得 ・結婚(女性の結婚可能年齢の引き上げによる) ・10年有効のパスポートの取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う ・飲酒・喫煙 ・大型・中型免許の取得 ・養子を迎える

■ 成年者になりたての18歳・19歳の人を狙われる？

悪質業者は、親権者の同意なく契約を交わすことのできる「成年者になりたての若者」を狙います。

そのため、18歳、19歳の方は、成年年齢が引き下げられる4月1日以降、特に注意が必要です。

■ 契約には「責任」が生じます

商品やサービスの売り手と買い手の意思が合意したときに契約は成立し、権利や義務といった法的拘束力を持ちます。どちらかが一方的に契約を取り消すことは、原則としてできません。

契約を交わす時は、たとえ相手が友人・知人など身近な人であったとしても、内容を十分確認し、慎重に行いましょう。また、契約が自身にとって不要だと思う時は、はっきり断りましょう。

■ 1人で悩まず相談してください

成年者が交わした契約は、原則、自身の都合で一方的に解除することはできません。しかし、契約の内容や契約に至った経緯によっては、例外もあります。

「おかしい」、「困った」と思ったら
消費生活センターにご相談ください。
☎35-0937
(平日午前8時15分～午後5時)



← バナー広告掲載場所

Info 2

会社や団体のPRにご活用ください バナー広告を募集します

民間企業などとの協働により、自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、市ホームページに掲載するバナー広告を募集します。年間およそ52万件のアクセスがある市ホームページであなたの会社や団体をPRしませんか。

問い合わせ 秘書広報課秘書広報係(☎35-0924)

広告規格 縦50ピクセル×横136ピクセル、4KB以内、GIF(アニメーション可)、JPEG、PNG

申込期限 3月11日(金)午後5時
※土日、祝日を除く

申込方法 申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに秘書広報課窓口(市役所本庁2階)、郵送またはメールで提出してください。

住所 菊川市堀之内61

メール hishokoho@city.kikugawa.shizuoka.jp

※詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



掲載期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
※1カ月単位の申し込み可

掲載場所 市ホームページのトップページ下部

掲載料 市内事業所 1枠 5,000円/月
市外事業所 1枠 1万円/月